

### Ⅲ 健康で豊かな生活のための時間の確保

#### 1. 健康で豊かな生活のための時間の確保

- ① (1) 労働基準法の改正及び周知・啓発〔厚生労働省〕
- ① (2) 労働時間設定改善に向けた取組の推進〔厚生労働省〕(再掲)
- ① (3) 特別な休暇制度普及促進事業〔厚生労働省〕

#### (1) 労働基準法の改正及び周知・啓発

★長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が、平成20年12月12日に公布され、22年4月1日から施行されます。

主な改正内容は、以下のとおりです。

##### ◇ 時間外労働の割増賃金率の引上げ

- ・1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割に引上げ(中小企業については、当分の間、適用が猶予される)。
- ・時間外労働の限度基準告示において、限度時間(例えば1か月45時間等)を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等の努力義務の新設。

| 現行)          | 割増賃金 25%                                      |
|--------------|---|
| →改正後) ~ 45時間 | 割増賃金 25%                                      |
| 45時間超        | 労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ(努力義務)                      |
| 60時間超        | 割増賃金 50% (法的措置)<br>引上げ分割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能 |

##### ◇ 年次有給休暇の時間単位での取得が可能

年5日以内に限って、時間単位での年休取得を可能とする。

詳細は… <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

#### (2) 労働時間設定改善に向けた取組の推進

再掲  
(「第2章第2節1-4. 仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援」参照)

#### (3) 特別な休暇制度普及促進事業

法定の年次有給休暇とは別に、企業等において任意に定められている特別な休暇制度を普及させ、労働者の豊かな生活の実現や健康の維持増進を図ることを目的として、主に以下の取組を実施しています。

- ボランティア休暇、ファミリーサポート休暇、リフレッシュ休暇など、実際に特別な休暇制度を導入している企業についての好事例の収集
- 選定した重点地域において勤労者に実際に休暇を取ってもらい、勤労者がボランティア活動や地域活動へ参加することを促進する地域プログラム事業
- その他、犯罪被害者被害回復休暇や裁判員休暇等も含めた特別な休暇制度について、パンフレットやホームページによる情報発信
- シンポジウムへの講師派遣、セミナーの開催